

平成27年4月7日

原子力規制庁

原子力災害対策・核物質防護課長

荒木 真一 殿

国立研究開発法人

日本原子力研究開発機構

高速増殖原型炉もんじゅ

所長 青砥 紀身

「高速増殖原型炉もんじゅ原子力事業者防災業務計画」の  
読み替えについて（連絡）

平成27年3月27日付けで提出しました「独立行政法人日本原子力研究開発機構高速増殖原型炉もんじゅ原子力事業者防災業務計画」につきまして、平成26年6月13日付け独立行政法人通則法等の改正施行による法人名称変更及び平成27年4月1日付け人事異動による変更に伴い、今後、添付資料のとおり読み替えて防災業務を遂行しますので、ご連絡いたします。

添付資料

- ・「国立研究開発法人日本原子力研究開発機構高速増殖原型炉もんじゅ原子力事業者防災業務計画」読み替え表

以上

「高速増殖原型炉もんじゅ原子力事業者防災業務計画」読み替え表

No. 1

読み替え前（平成 27 年 3 月 27 日修正）	読み替え後（平成 27 年 4 月 1 日付け）	理 由
高速増殖原型炉もんじゅ 原子力事業者防災業務計画	高速増殖原型炉もんじゅ 原子力事業者防災業務計画	
平成 27 年 3 月	平成 27 年 3 月	
<u>独立行政法人日本原子力研究開発機構</u> 高速増殖原型炉もんじゅ	<u>国立研究開発法人日本原子力研究開発機構</u> 高速増殖原型炉もんじゅ	法人名称変更に伴う変更

「高速増殖原型炉もんじゅ原子力事業者防災業務計画」読み替え表

No. 2

読み替え前（平成 27 年 3 月 27 日修正）	読み替え後（平成 27 年 4 月 1 日付け）	理 由
<p>第 1 章 総則</p> <p>第 1 節 原子力事業者防災業務計画の目的</p> <p>この原子力事業者防災業務計画（以下「この計画」という。）は、原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号。以下「原災法」という。）第 7 条第 1 項の規定に基づき、<u>独立行政法人日本原子力研究開発機構</u>（以下「原子力機構」という。）高速増殖原型炉もんじゅ（以下「もんじゅ」という。）における原子力災害事前対策、緊急事態応急対策及び原子力災害中長期対策その他の原子力災害の発生及び拡大を防止し、並びに原子力災害の復旧を図るための業務を定め、原子力災害対策の円滑かつ適切な措置の遂行に資することを目的とする。</p> <p>第 2 節 定義</p> <p>この計画において次に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。</p> <p>(1) 原子力災害 原子力緊急事態により公衆の生命、身体又は財産に生ずる被害をいう。</p> <p>(2) 原子力緊急事態 原子力事業者の原子炉の運転等（原子力損害の賠償に関する法律（昭和 36 年法律第 147 号）第 2 条第 1 項に規定する原子炉の運転等をいう。以下同じ。）により放射性物質又は放射線が異常な水準で当該原子力事業者の原子力事業所外（原子力事業所の外における放射性物質の運搬（以下「事業所外運搬」という。）の場合にあっては、当該運搬に使用する容器外）へ放出された事態をいう。</p> <p>(3) 原子力災害事前対策 原子力災害の発生を未然に防止するため実施すべき対策（原子力災害が発生した際に必要となる防災体制、資機材の整備等を含む。）をいう。</p> <p>(4) 原子力緊急事態宣言 原災法第 15 条第 2 項の規定による「原子力緊急事態宣言」をいう。</p> <p>(5) 原子力緊急事態解除宣言 原災法第 15 条第 4 項の規定による「原子力緊急事態解除宣言」をいう。</p> <p>(6) 緊急事態応急対策 原子力緊急事態宣言があった時から原子力緊急事態解除宣言があるまでの間において、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大の防止を図るため実施すべき応急の対策をいう。</p>	<p>第 1 章 総則</p> <p>第 1 節 原子力事業者防災業務計画の目的</p> <p>この原子力事業者防災業務計画（以下「この計画」という。）は、原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号。以下「原災法」という。）第 7 条第 1 項の規定に基づき、<u>国立研究開発法人日本原子力研究開発機構</u>（以下「原子力機構」という。）高速増殖原型炉もんじゅ（以下「もんじゅ」という。）における原子力災害事前対策、緊急事態応急対策及び原子力災害中長期対策その他の原子力災害の発生及び拡大を防止し、並びに原子力災害の復旧を図るための業務を定め、原子力災害対策の円滑かつ適切な措置の遂行に資することを目的とする。</p> <p>第 2 節 定義</p> <p>この計画において次に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。</p> <p>(1) 原子力災害 原子力緊急事態により公衆の生命、身体又は財産に生ずる被害をいう。</p> <p>(2) 原子力緊急事態 原子力事業者の原子炉の運転等（原子力損害の賠償に関する法律（昭和 36 年法律第 147 号）第 2 条第 1 項に規定する原子炉の運転等をいう。以下同じ。）により放射性物質又は放射線が異常な水準で当該原子力事業者の原子力事業所外（原子力事業所の外における放射性物質の運搬（以下「事業所外運搬」という。）の場合にあっては、当該運搬に使用する容器外）へ放出された事態をいう。</p> <p>(3) 原子力災害事前対策 原子力災害の発生を未然に防止するため実施すべき対策（原子力災害が発生した際に必要となる防災体制、資機材の整備等を含む。）をいう。</p> <p>(4) 原子力緊急事態宣言 原災法第 15 条第 2 項の規定による「原子力緊急事態宣言」をいう。</p> <p>(5) 原子力緊急事態解除宣言 原災法第 15 条第 4 項の規定による「原子力緊急事態解除宣言」をいう。</p> <p>(6) 緊急事態応急対策 原子力緊急事態宣言があった時から原子力緊急事態解除宣言があるまでの間において、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大の防止を図るため実施すべき応急の対策をいう。</p>	法人名称変更に伴う変更

「高速増殖原型炉もんじゅ原子力事業者防災業務計画」読み替え表（別冊）

No. 3

読み替え前（平成27年3月27日修正）	読み替え後（平成27年4月1日付け）	理 由
<p>高速増殖原型炉もんじゅ 原子力事業者防災業務計画別冊</p> <p>平成27年3月</p> <p><u>独立行政法人日本原子力研究開発機構</u> 高速増殖原型炉もんじゅ</p>	<p>高速増殖原型炉もんじゅ 原子力事業者防災業務計画別冊</p> <p>平成27年3月</p> <p><u>国立研究開発法人日本原子力研究開発機構</u> 高速増殖原型炉もんじゅ</p>	・法人名称変更に伴う変更

「高速増殖原型炉もんじゅ原子力事業者防災業務計画」読み替え表（別冊）

No. 4

読み替え前（平成27年3月27日修正）	読み替え後（平成27年4月1日付け）	理由																																				
<p>別表2－1－2 副原子力防災管理者及び原子力防災管理者の代行順位</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>代行順位</th> <th>副原子力防災管理者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td>所長代理</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td><u>副所長（管理）</u></td> </tr> <tr> <td>③</td> <td><u>副所長（品質保証）</u></td> </tr> <tr> <td>④</td> <td>副所長（運転）</td> </tr> <tr> <td>⑤</td> <td><u>所付 上級技術主席（保守）</u></td> </tr> <tr> <td>⑥</td> <td><u>運営管理部長 兼プラント管理部長</u></td> </tr> <tr> <td>⑦</td> <td>プラント保全部長</td> </tr> <tr> <td>⑧</td> <td>運営管理部次長 兼危機管理課長</td> </tr> </tbody> </table>	代行順位	副原子力防災管理者	①	所長代理	②	<u>副所長（管理）</u>	③	<u>副所長（品質保証）</u>	④	副所長（運転）	⑤	<u>所付 上級技術主席（保守）</u>	⑥	<u>運営管理部長 兼プラント管理部長</u>	⑦	プラント保全部長	⑧	運営管理部次長 兼危機管理課長	<p>別表2－1－2 副原子力防災管理者及び原子力防災管理者の代行順位</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>代行順位</th> <th>副原子力防災管理者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td>所長代理</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td><u>副所長（管理・保全）</u></td> </tr> <tr> <td>③</td> <td>副所長（運転）</td> </tr> <tr> <td>④</td> <td><u>プラント管理部長</u></td> </tr> <tr> <td>⑤</td> <td>プラント保全部長</td> </tr> <tr> <td>⑥</td> <td><u>運営管理部長</u></td> </tr> <tr> <td>⑦</td> <td><u>品質保証室長</u></td> </tr> <tr> <td>⑧</td> <td>運営管理部次長 兼危機管理課長</td> </tr> </tbody> </table>	代行順位	副原子力防災管理者	①	所長代理	②	<u>副所長（管理・保全）</u>	③	副所長（運転）	④	<u>プラント管理部長</u>	⑤	プラント保全部長	⑥	<u>運営管理部長</u>	⑦	<u>品質保証室長</u>	⑧	運営管理部次長 兼危機管理課長	<p>・人事異動に伴う変更</p>
代行順位	副原子力防災管理者																																					
①	所長代理																																					
②	<u>副所長（管理）</u>																																					
③	<u>副所長（品質保証）</u>																																					
④	副所長（運転）																																					
⑤	<u>所付 上級技術主席（保守）</u>																																					
⑥	<u>運営管理部長 兼プラント管理部長</u>																																					
⑦	プラント保全部長																																					
⑧	運営管理部次長 兼危機管理課長																																					
代行順位	副原子力防災管理者																																					
①	所長代理																																					
②	<u>副所長（管理・保全）</u>																																					
③	副所長（運転）																																					
④	<u>プラント管理部長</u>																																					
⑤	プラント保全部長																																					
⑥	<u>運営管理部長</u>																																					
⑦	<u>品質保証室長</u>																																					
⑧	運営管理部次長 兼危機管理課長																																					